

(別紙) 令和5年度予算要求基準

1 予算要求基準の基本的方針

(1) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

これまでに継続事業評価及び新規事業評価の実施に係る各通知文書において示してきたとおり、新規事業の立案や継続事業の拡充などを行う場合、スクラップ・アンド・ビルドの徹底等により財源を確保することとし、財源が確保できない事業については、予算要求を認めないものとします。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴うイベント等の対応

新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかったイベント等の事業については、その必要性を改めて精査するとともに、実施の検討を行う際には実現可能性の観点により、その規模や内容について、十分な見直しを行うものとします。

また、ウィズコロナの視点から、防疫対策など必要な対策を講じることとし、その費用については、規模縮小などにより対応するなど、予算要求基準の範囲内で実施することとします。

(3) 予算要求枠の設定

下記のとおり、部局単位で予算要求枠を設け、要求時における「選択と集中」を図ることとします。なお、予算要求枠設定の際は、令和3年度3月補正予算に前倒しした事業費(一般財源ベース)について考慮するものとします。

① 普通建設事業費を除く事業費

対象となる事業費の合計額(一般財源ベース)は「前年比△8%」の予算要求枠を設定し、その枠内での要求とします。

② 普通建設事業費

対象となる事業費の合計額(一般財源ベース)について、補助事業は「前年比△5%」、単独事業は「前年比△10%」を上限額とします。

(4) 予算要求枠の対象外事業

市政推進のための「重点化事業」、「政策的事業の一部(エコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業及び公共施設長寿命化対策推進事業)及び予算要求枠の設定が困難な「義務的経費」については、(3)の予算要求枠設定の対象外とします。

2 事業別要求基準

(1) 重点化事業〔A〕

① 予算要求基準

新たに設定する戦略プロジェクトに位置付けられる事業及び市役所改革推進プラン、

宮崎市DX推進方針を推進するための事業を以下のとおり、重点的に取り組む施策として位置付ける事業とし、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求とします。なお、予算要求については、新規事業及び継続事業の各事業単位で行うものとし、継続事業については、事業評価結果を反映した要求限度額を事業ごとに設定します。

②予算要求の対象となる事業

【1】戦略プロジェクト事業

- ・力強い経済への挑戦
- ・誰一人取り残さない社会づくり
- ・未来への投資

【2】市役所改革・DX推進事業及びデジタル化推進事業

- ・市役所改革推進プランに基づく新規・拡充事業
- ・宮崎市DX推進方針に基づく新規・拡充事業
- ・サンシャインネット推進計画における新規システム開発、新規機器導入及び法令等の改正に伴うシステム改修事業

③予算要求限度額

予算要求限度額は設定しません。ただし、既存事業の思い切ったスクラップやゼロベースからの事業見直し、及び歳入増などにより確保された財源の範囲内での要求とします。

(2) 政策的事業〔B〕

①予算要求基準

市政上、当面の重要なプロジェクト等であって、緊急又は時限的な対応が必要であり、年度間の経費の増減が大きい事業、事業規模の大小に関わらず取り組む事業などに対応することとします。以下の事業について、予算要求限度額は設定せずに、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求額とし、予算編成過程の中で調整することとします。

②予算要求の対象となる事業

【1】エコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業

【2】公共施設長寿命化対策推進事業（「別途資料⑤」参照）

【3】市制100周年機運醸成事業

【4】「施設評価」結果に対応した事業

【5】新規事業評価で予算要求が認められた事業〔重点化事業〔A〕を除く事業〕

③予算要求限度額

予算要求限度額は設定しません。ただし、新規事業評価で予算要求が認められた事業については、既存事業の見直し・廃止、歳入増などにより確保された財源の範囲内での要求とします。

(3) 公共投資関係事業〔C〕

① 予算要求基準

重点化事業又は政策的事業に対応するものを除く公共投資関係事業については、災害復旧事業、災害関連事業、継続費及び債務負担行為に基づく歳出化分等を除き、以下のとおり、一般財源ベースを基準とする予算要求限度額を設定します。

② 予算要求方法及び限度額

【1】普通建設事業

a 補助事業・交付金事業、単独事業

補助事業については、令和4年度当初予算額（一般財源ベース）から5%減じた額、単独事業については、令和4年度当初予算額（一般財源ベース）から10%減じた額を予算要求限度額とします。

b 国・県事業負担金

c 受託事業

上記、b・cに係る事業については、各事業における要求限度額は設定しませんが、令和4年度当初予算額（一般財源ベース）を上限額とし、事業費の合計額が、その枠内となるように要求することとします。

【2】災害関連事業、災害復旧事業

a 災害関連事業については、所要額とします。予算要求限度額は設定しません。

b 現年補助災害復旧事業については、事業費ベースでの予算要求額を下記のとおり設定し、予算要求限度額設定の対象外とします。

・道路災害 1億円 ・公園災害 2,000万円 ・林業災害 1,000万円
・河川災害 5,500万円 ・農地災害 7,000万円

c 過年補助災害復旧事業で災害査定済みのものはその所要額とします。ただし、未査定のもは必要な経費を所要額とします。予算要求限度額は設定しません。

d 単独災害復旧事業については、事業費ベースでの予算要求額を下記のとおり設定し、予算要求限度額設定の対象外とします。

・道路災害 200万円 ・公園災害 1,000万円 ・林業災害 500万円
・河川災害 200万円 ・農地災害 1,500万円

(4) 義務的経費〔D〕

① 予算要求基準

義務的な負担を要することから、予算要求枠対象外として認められる経費については、予算要求限度額を設定せずに、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求額とし、可能な限り歳出の抑制を図ることとします。

② 予算要求の対象となる経費

【1】人件費（特別職報酬、職員の給与費、共済組合負担金）

- 【2】 扶助費（負担金・補助金等で社会福祉施設に措置を委託した場合の措置費等で扶助費的性格のものを含む。）
- 【3】 公債費（一時借入利子及び地方債取り扱い手数料を含む。）
- 【4】 特別会計繰出金等

③ 予算要求限度額

予算要求限度額は設定しません。ただし、扶助費については、中期財政計画の令和5年度試算額を上限額とします。

（5） 一般行政事業〔E〕

① 予算要求基準

一般行政事業（〔A〕～〔D〕以外の事業）については、施策の抜本的見直し等による歳出の縮減を図るとともに、重点化事業及び政策的事業への予算配分の重点化を図るため、以下のとおり、事業評価対象事業と事業評価対象外事業に区分します。

② 予算要求方法及び限度額

【1】 事業評価対象事業

事業評価表の令和5年度事業費（一般財源ベース）から8%減じた額を予算要求限度額とします。

【2】 事業評価対象外事業

令和4年度当初予算額（一般財源ベース）から8%減じた額を予算要求限度額とします。ただし、指定管理料については、指定管理料上限額の範囲において、指定管理者候補者から提案のあった令和5年度の年度協定予定額とします。

3 予算要求の限度額設定上の留意点

- （1） 部局の予算要求方針については、重点化事業、政策的事業等について、十分考慮したものとしてください。
- （2） 企業会計については、一般会計の予算要求基準に準じることとします。
- （3） 特別会計において繰出金を充当する一般行政事業については、一般会計の予算要求基準に準じることとします。
- （4） 予算要求限度額を設定した各区分間における要求額の調整は、原則、認めませんが、やむを得ず調整を必要とする場合は、財政課と協議してください。
- （5） 中期財政計画を踏まえた財政健全化を図るため、要求時に部局単位における目標を達成していない部局については、厳しい姿勢で査定に臨むこととします。